# (01) 試験問題(午後の部)

### 注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間30分です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第20問まで)と記述式問題(第21問及び第22問)から成り、配点は、多肢択一式問題が50点満点、記述式問題が50点満点です。
- (4) **3 を放択一式問題の解答**は、所定の答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1箇所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。
  - ② 答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆**(**B又はHB**)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**黒イン** クのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記ペン、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分を無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名の欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また, 答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は, 当該筆記可能線を越えた部分については, 採点されません。

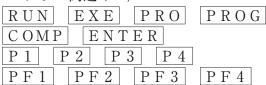
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 受験携行品は、黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)、インク(黒色)、三角定規(三角定規以外の定規の使用は不可。)、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆(B又はHB)、プラスチック消しゴム、電卓(予備を含めて、2台までとします。)及びそろばんに限ります。

なお、下記の電卓は、使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有していますので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉



- ② プリント機能があるもの
- ③ アルファベットやカナ文字を入力することができるもの
- ④ 電池式以外のもの
- (10) 試験時間中,不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

- **第1問** Aが所有し、所有権の登記名義人である甲土地についての物権的請求権に関する次の アからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記1か ら5までのうち、どれか。
  - ア Bは、Aに無断で、甲土地上に乙建物を建て、乙建物につきBを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記をした。その後、Bは、Cに対し、乙建物を売却し、Cが乙建物の所有権を取得したが、乙建物の所有権の登記名義人は、Bのままであった。この場合において、Aは、甲土地の所有権に基づき、Bに対しては乙建物の収去を求めることができるが、Cに対しては乙建物の収去を求めることはできない。
  - イ Aは、Bに対し、甲土地を売却し、Bが甲土地の所有権を取得したが、甲土地の所有権の登記名義人は、Aのままであった。この場合において、甲土地をCが違法に占有しているときは、Bは、甲土地の所有権に基づき、Cに対し、甲土地の明渡しを求めることができる。
  - ウ Cは、乙動産を所有するBに無断で乙動産を持ち出し、A及びBに無断で甲土地上に乙動産を放置した。この場合において、Aが甲土地の所有権に基づき乙動産を所有するBに対して乙動産の撤去を請求したときは、Bは、乙動産を放置したのがCであることを理由に、その請求を拒絶することができない。
  - エ Bは、20年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と甲土地を占有していた。この場合において、Bが取得時効を援用した後は、Aは、Bに対して、甲土地につき、所有権に基づく物権的請求権を行使することができない。
  - オ Bが甲土地に地役権を有する場合において、Cが違法に、かつ、恒常的に甲土地に 自動車を駐車し、Bによる地役権の行使を妨げ、地役権を侵害しているときは、B は、地役権に基づき、Aに対してはCによる地役権侵害行為を禁止するために必要な 措置をとるように求めることはできるが、Cに対しては地役権侵害行為の禁止を求め ることはできない。
  - 1 P 2 P 3 1 4 1 T 5 L T

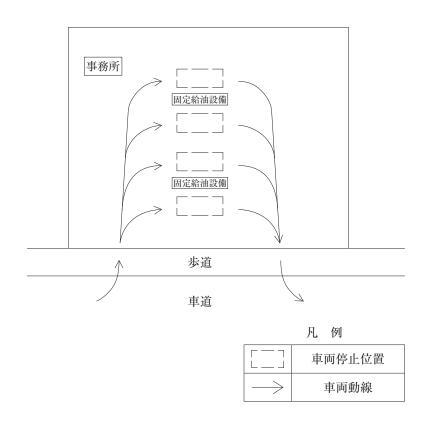
- **第2問** A, B及びCが各3分の1の持分で甲土地を共有している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 甲土地について、無権利者である Dが単独で所有する旨の不実の登記をした場合には、Aは、B及び Cの同意を得ない限り、Dに対して、その登記の抹消を請求することはできない。
  - イ 第三者Dが違法に甲土地を占有している場合には、Aは、B及びCの同意を得なく ても、Dに対して、甲土地の明渡しを請求することができる。
  - ウ AがB及びCに無断で甲土地に変更を加える行為をしている場合において、Bは、 Cの同意を得ていないときは、Aに対して、当該行為の禁止を求めることはできない。
  - エ 第三者Dが違法に甲土地を占有している場合には、Aは、Dに対して、B及びCに 生じた損害についての賠償を請求することができない。
  - オ A, B及びCが共同して甲土地をDに賃貸している場合において、Dに債務不履行があるときは、Aは、B及びCの同意を得なくても、当該賃貸借契約を解除することができる。

- **第3問** 遺言に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 未成年者であっても、15歳に達していれば、法定代理人の同意がなくとも、有効 な遺言をすることができる。
  - イ 自筆証書遺言の作成日付を「平成31年1月吉日」と記載した遺言も有効である。
  - ウ 自筆証書遺言については、印章に代えて、指頭に朱肉を付けて押捺することができる。
  - エ 遺言者が口がきけない者である場合には、公正証書遺言を利用することはできない。
  - オ AとBが同一の紙面にそれぞれの遺言と日付を記載した場合において、その紙面に Aが署名押印をし、Bが署名押印をしていないときは、A単独の遺言として有効となる。
  - 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

- **第4問** 管轄登記所に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後 記1から5までのうち、どれか。
  - ア 主である建物の所在地が甲登記所の管轄区域内にあり、その附属建物の所在地が乙 登記所の管轄区域内にある甲登記所において登記されている一個の建物について、当 該建物を二個の建物に分割する建物の分割の登記の申請は、甲登記所に対してしなけ ればならない。
  - イ 市町村合併により、建物の所在地が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に転属した ときは、当該建物の表示に関する登記の申請は、甲登記所又は乙登記所のいずれの登 記所にもすることができる。
  - ウ 区分建物の敷地権の目的である土地が甲登記所の管轄区域内にある場合には、当該 区分建物が乙登記所の管轄区域内に所在するときであっても、当該土地の表示に関す る登記の申請は、乙登記所に対してすることはできない。
  - エ 登記所の管轄区域を異にする土地にまたがって新築された建物の表題登記の申請 は、当該建物の床面積の多い部分が存する土地を管轄する登記所に対してしなければ ならない。
  - オ 甲登記所において登記されている建物について、乙登記所の管轄区域内にある土地 上に附属建物を新築したことにより甲登記所と乙登記所の管轄区域にまたがることと なった場合には、当該附属建物の床面積が主である建物の床面積より大きいときで あっても、当該建物の表題部の変更の登記の申請は、甲登記所に対してしなければな らない。
  - 1 P1 2 P1 3 1T 4 DT 5 DT

- **第5問** 地目に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 下の[図]のとおりガソリンスタンドとして使用されている土地の地目は、その事務 所が附随的なものであるときは、当該事務所が存する部分も含めて雑種地である。
  - イ 宅地に接続して設けられた屋外プールの土地の地目は、雑種地である。
  - ウ 専ら給水の目的で敷設された取水口から浄水場までの水路の用に供する土地の地目 は、水道用地である。
  - エ 用水を利用して「わさび」を肥培管理する土地の地目は、田である。
  - オ 耕作の方法によらずに竹木が生育する土地の地目は、原野である。

[図]



1 P1 2 PT 3 17 4 DT 5 DT

**第6問** 次の対話は、土地の滅失の登記に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授: 土地が滅失した場合には、いつまでに当該土地の滅失の登記を申請しなければ なりませんか。

学生:ア 滅失した土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該土地が滅失した事実を知った日から1月以内に、当該土地の滅失の登記を申請しなければなりません。

教授: 一筆の土地の全部を掘って池を作り、常時水面下に没するようになった場合には、当該一筆の土地について、土地の滅失の登記を申請しなければなりませんか。

学生:イ はい、土地の滅失の登記を申請する必要があります。

教授: それでは、国土交通大臣の免許を受けて、一般運送の用に供する目的で一筆の 土地の全部を掘って人工的に水路を設けたことにより、当該一筆の土地が常時水 面下に没するようになった場合には、当該一筆の土地について、土地の滅失の登 記を申請しなければなりませんか。

学生:ウ はい、土地の滅失の登記を申請する必要があります。

教授: それでは、春分又は秋分における満潮時において、一筆の土地の全部が海面下に没するようになった場合には、当該一筆の土地について、土地の滅失の登記を申請しなければなりませんか。

学生:エ はい、土地の滅失の登記を申請する必要があります。

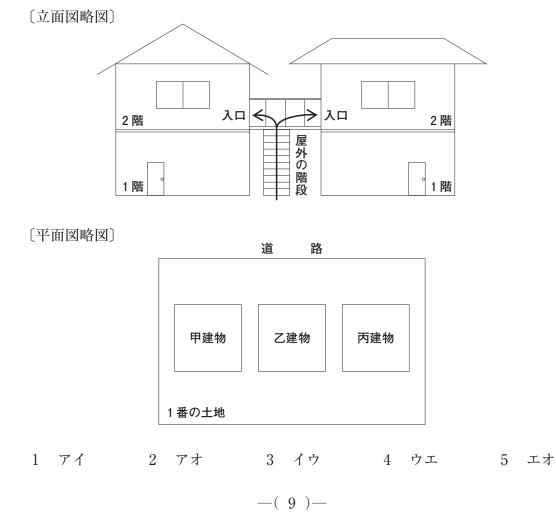
教授: 崖崩れによって一筆の土地の一部が常時海面下に没するようになった場合には、当該一筆の土地について、土地の滅失の登記を申請しなければなりませんか。

学生:オ いいえ、この場合は全部が滅失したとは言えません。この場合には、一筆の 土地の一部が海面下に没したことによる地積の変更の登記の申請をすることに なります。

- **第7問** 地積測量図に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 地積測量図には、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならないが、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。
  - イ 一の申請情報をもって隣接する数筆の土地の分筆の登記を申請する場合には、分筆 後の土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとされている。
  - ウ 地役権の設定の登記がある承役地である土地の分筆の登記を申請する場合において、添付情報として地積測量図を地役権図面とともに提供するときは、地積測量図の 縮尺を地役権図面の縮尺と同一にしなければならない。
  - エ 地積測量図は、表題登記がない土地について、所有権を有することが確定判決によって確認された者が所有権の保存の登記を申請する場合にも、提供しなければならない。
  - オ 地積測量図の保存期間は、閉鎖されたものであっても、永久とされている。
  - 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

- **第8問** 土地の表示に関する登記の申請情報又は添付情報に関する次のアからオまでの記述の うち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 会社法人等番号を有する法人が所有権の登記名義人である土地について、地目の変更の登記を当該法人の支配人によって申請する場合には、当該申請を受ける登記所が、当該法人についての当該支配人の登記を受けた登記所と同一であり、かつ、法務大臣が指定した登記所以外のものでない限り、当該支配人の権限を証する登記事項証明書を提供しなければならない。
  - イ 土地の表題登記を申請する場合において、申請人である当該土地の所有者が住民基本台帳法に規定する住民票コードを申請情報と併せて提供するときは、当該申請情報 と併せて住所を証する情報を提供することを要しない。
  - ウ 土地の表題登記を申請するときは、その土地の地番を申請情報の内容として提供し なければならない。
  - エ 所有権の登記がある土地の合筆の登記を申請する場合において,登記識別情報を失 念したときは、当該登記識別情報を提供することができない理由を申請情報の内容と して提供しなければならない。
  - オ 国又は地方公共団体の所有する土地について、官庁又は公署が土地の表題登記を嘱託する場合であっても、所有権を証する情報の提供を省略することはできない。
  - 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

- **第9問** 不動産登記法上の建物の個数に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 下の[立面図略図]のように、近接して建てられた二棟の建物で、それぞれの2階部分に出入りするためには同一の屋外の階段を用いるほかないときは、この二棟の建物は一個の建物として取り扱われる。
  - イ 下の〔平面図略図〕のように、一筆の土地の上に同一の者の所有に属する三棟の建物がある場合には、それぞれの建物が異なる借主の居宅として利用されているときでも、三棟の建物を一個の建物として取り扱うことができる。
  - ウ Aが所有権の登記名義人である甲建物に近接して、甲建物と効用上一体として利用 する乙建物をAが新築した場合において、甲建物に抵当権の設定の登記がされている ときは、甲建物を主である建物、乙建物を附属建物とする一個の建物として取り扱う ことはできない。
  - エ 数個の専有部分に通ずる廊下で建物の構造上区分所有者の一部の共用に供されるべき建物の部分は、一個の建物として取り扱うことができる。
  - オ 共用部分である旨の登記がある建物であっても、一個の建物として取り扱われる。



- **第10問** 建物図面及び各階平面図に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合 せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 建物の敷地についての地積の更正の登記がされ、新たに地積測量図が備え付けられたときは、当該建物の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人 その他の一般承継人は、当該建物の建物図面の訂正の申出をしなければならない。
  - イ 書面を提出する方法により建物図面又は各階平面図を提供する場合において、用紙が数枚にわたるときは、当該建物図面又は各階平面図の余白の適宜の箇所にその総枚数及び当該用紙が何枚目の用紙である旨を記載するものとされている。
  - ウ 資格者代理人が電子署名を行って提供する建物図面又は各階平面図には、作成の年 月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。
  - エ 資格者代理人が電子署名を行って提供する建物図面は、その建物の敷地についての不動産登記法第14条第1項の地図が備え付けられているときは、当該地図と同一の縮尺により作成しなければならない。
  - オ 区分建物としての構造上の要件を備える互いに隣接した2部屋を一個の区分建物と して登記している場合において、その2部屋間の隔壁を除去し物理的に1部屋とした ときは、建物図面及び各階平面図の訂正の申出をすることができる。
  - 1 P 2 P X 3 1 P 4 1 T 5 X T

- **第11問** 一の申請情報により申請することができる登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 甲土地及び乙土地の表題部所有者であるAは、甲土地の表題部所有者の氏名についての変更の登記と、乙土地を甲土地に合筆する合筆の登記を、一の申請情報によって申請することができない。
  - イ 同一の土地について、地目の変更の登記と地積の更正の登記は、一の申請情報に よって申請することができない。
  - ウ 甲建物を取り壊して、その敷地上に乙建物を新築した場合に、甲建物についての建物の滅失の登記と、乙建物についての建物の表題登記は、一の申請情報によって申請することができない。
  - エ 同一の登記所の管轄区域内に、いずれも所有権の登記名義人がAである甲土地と乙 土地とが隣接して存在する場合において、宅地造成が完了して甲土地と乙土地の地目 が同一の日に雑種地から宅地となったときは、甲土地の地目の変更の登記と乙土地の 地目の変更の登記は、一の申請情報によって申請することができる。
  - オ 同一の登記所の管轄区域内にある甲土地及び乙土地について、表題部所有者がAである甲土地の分筆の登記と、所有権の登記名義人がAである乙土地の分筆の登記は、 一の申請情報によって申請することができない。
  - 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

- **第12問** 建物の分割又は合併の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 共用部分である旨の登記がある甲建物を共用部分である旨の登記がない乙建物の附 属建物とする建物の合併の登記は、申請することができない。
  - イ 甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとするときは、甲建物の附属建物を分割する建物の分割の登記と、当該附属建物を乙建物の附属建物とする建物の合併の登記は、一の申請情報によって申請することができる。
  - ウ 互いに接続する甲区分建物と乙区分建物とを合併して一個の区分建物とする建物の 合併の登記は、合併前の甲区分建物及び乙区分建物の種類が同一でなければ、申請す ることができない。
  - エ 一棟の建物の中間部分を取り壊して、相互に接続しない二棟の建物とした場合において、いずれの建物も主である建物とする場合には、どちらか一方を主である建物、もう一方を附属建物とする建物の表題部の変更の登記を申請し、当該登記が完了した後でなければ建物の分割の登記を申請することができない。
  - オ 敷地権の登記がある甲区分建物を敷地権の登記がある乙区分建物の附属建物とする 建物の合併の登記は、申請することができない。
  - 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

- **第13問** 建物の表題部の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 建物の表題部所有者であるAの申請によりされたAを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記が錯誤により抹消された場合には、その建物の所有者Bの申請又は職権により、当該建物についての表題登記を改めてすることとなる。
  - イ 建物の表題部所有者の相続人を所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記が錯誤により抹消された場合には、登記官において当該表題部所有者が所有権を有していたことを確認することができるときであり、かつ、当該建物が現存するときであっても、当該建物の登記記録は閉鎖される。
  - ウ 建物を新築する場合において、不動産工事の先取特権の保存の登記がされた建物の 建築が完了したときは、当該建物の所有者は、当該建物の表題登記を申請する必要が ない。
  - エ 所有権の登記がある建物の附属建物を新築する場合において、不動産工事の先取特権の保存の登記がされた後附属建物の建築が完了したときは、当該附属建物が属する 建物の所有権の登記名義人は、遅滞なく、当該附属建物の新築による建物の表題部の 変更の登記を申請しなければならない。
  - オ Aが表題部所有者である甲建物と、Aが表題部所有者である乙建物の附属建物として登記されている丙建物とが、増改築工事により一個の建物となった場合には、甲建物と丙建物が一個の建物となった日から1月以内に、合体後の建物についての建物の表題登記並びに合体前の甲建物及び乙建物についての表題部の登記の抹消を申請しなければならない。
  - 1 P1 2 PT 3 1 d d d d d d 5 T d

- **第14問** 登記の代位申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし正しい もの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合に おいても、所有権の登記名義人に代位して、土地の分筆又は合筆の登記を申請するこ とはできない。
  - イ 一筆の土地の一部について地役権の設定を受けた地役権者は、当該土地の所有権の 登記名義人に代位して、その一部分を分筆する分筆の登記を申請することができる。
  - ウ 一筆の土地の一部について処分禁止の仮処分命令を得た債権者は、当該仮処分命令 の正本を代位原因を証する情報として、当該土地の所有権の登記名義人である債務者 に代位して、その一部分を分筆する分筆の登記を申請することができる。
  - エ 一筆の土地について相続人A及びBを所有権の登記名義人とする法定相続分に応じた相続による所有権の移転の登記がされた後に、当該土地を二筆に分筆してA及びBがそれぞれ一筆ずつ取得する内容の遺産分割調停が成立した場合には、当該遺産分割調停の調停調書の正本を代位原因を証する情報として、Aは、単独で、Bに代位して、当該土地の分筆の登記を申請することができる。
  - オ A及びBが所有権の登記名義人であり、地目が農地である土地について、農地法所 定の許可を受けた上で宅地としたにもかかわらず、Bが地目の変更の登記の申請に応 じないときは、Aは、Bに代位して、当該土地の地目の変更の登記を申請することが できる。
  - 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

- 第15問 建物の表示に関する登記の添付情報に関する次のアからオまでの記述のうち、正しい ものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 建物の表題登記の申請をする場合において、表題部所有者となる者の所有権を有することを証する情報として当該建物の敷地所有者による証明情報を添付するときは、 敷地の共有者の一部の者による証明でも差し支えない。
  - イ Aを所有権の登記名義人とする建物の合併の登記について、土地家屋調査士を代理人として電子申請をする場合において、当該土地家屋調査士を代理人とする委任状に Aが適正な電子署名を行ったときは、添付情報として、その電子証明書とともに作成 後3月以内のAの印鑑に関する証明書を提供しなければならない。
  - ウ 株式会社を所有者とする建物の表題登記について、土地家屋調査士を代理人として 電子申請をする場合において、当該土地家屋調査士を代理人とする委任状に当該株式 会社の代表者が適正な電子署名を行ったときは、添付情報として、その電子証明書と ともに当該株式会社の会社法人等番号を提供しなければならない。
  - エ 所有権の登記のある建物の合併の登記について、土地家屋調査士を代理人として電子申請をする場合において、合併前の建物の所有権の登記について登記識別情報が書面で通知されているときは、当該書面をスキャナにより電磁的記録に記録し、当該土地家屋調査士が適正な電子署名を行った当該電磁的記録を添付情報として提供する方法により、当該登記識別情報を提供することができる。
  - オ 表題登記がされていない建物を相続したAが、Aを所有者とする建物の表題登記を 申請する場合には、所有権を有することを証する情報及び住所を証する情報として、 Aの住所が記載されている法定相続情報一覧図の写しを提供することができる。
  - 1 P1 2 P1 3 1 D1 4 D1 5 L1

- 第16問 不動産の表示に関する登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 地目が雑種地として登記されている土地の上に建物を新築して宅地になった後に当該土地の所有権の登記名義人となった者は、その者に係る所有権の登記があった日から1月以内に、当該土地の地目に関する変更の登記を申請する義務を負う。
  - イ 所有者がAである不動産について、表題部所有者が誤ってBと記録されている場合には、表題部所有者をAに更正する表題部所有者の更正の登記は、A及びBが共同して申請しなければならない。
  - ウ 表題登記がない区分建物でない建物の所有者であるAが死亡し、Aの相続人である Bが単独で当該建物を相続した場合において、表題登記が未了のままBが死亡し、B の相続人であるCが単独で当該建物を相続したときは、Cは、所有者として当該建物 の表題登記を申請する義務を負う。
  - エ 敷地となっている土地の分筆の登記により区分建物でない建物が所在する土地の地 番に変更が生じた場合には、当該建物の所有権の登記名義人は、当該建物の所在に関 する変更の登記を申請する義務を負う。
  - オ 行政区画の変更により建物の所在に変更が生じた場合には、当該建物の所有権の登記名義人は、当該建物の所在に関する変更の登記を申請する義務を負う。
  - 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

- **第17問** 地図等の訂正に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。
  - ア 地図に表示された土地の区画に誤りがある場合において、相続によって当該土地の 所有権を取得した者は、当該相続による所有権の移転の登記を経なければ、地図等の 訂正の申出をすることはできない。
  - イ 地図に準ずる図面に表示された土地の形状に誤りがあるとして地図等の訂正の申出 をした場合において、当該地図に準ずる図面を訂正することによって当該申出に係る 土地以外の土地の形状を訂正すべきこととなるときは、当該申出は却下される。
  - ウ 土地の所有権の登記名義人と隣接地の所有権の登記名義人との間で両土地の地番を付け替える旨の合意をしたときは、当該土地の所有権の登記名義人は、地図に準ずる図面に表示された土地の地番に誤りがあるとして、地図等の訂正の申出をすることができる。
  - エ 地図に準ずる図面に表示された土地の形状に誤りがあるとして書面を提出する方法 により地図等の訂正の申出をした場合において、その申出を取り下げたとき又は申出 が却下されたときは、当該申出に係る申出書及びその添付書面は申出人に還付される。
  - オ 地図に準ずる図面に表示された土地の位置に誤りがある場合において、その誤りを 登記所に備え付けられている地積測量図によって確認することができるときは、当該 地積測量図を特定する情報を提供すれば、他に当該土地の位置に誤りがあることを証 する情報を提供しないで地図等の訂正の申出をすることができる。
  - 1 P1 2 PT 3 17 4 DT 5 D7

- **第18問** 区分建物である建物の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 一棟の建物が所在する甲土地が敷地権の目的である土地として登記されている敷地権付き区分建物について、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記がされたことによって、乙土地が当該区分建物が属する一棟の建物が所在しない土地となったときは、当該分筆の登記がされた日から1月以内に、乙土地が敷地権の目的である土地でなくなったことによる区分建物の表題部の変更の登記を申請しなければならない。
  - イ 区分建物が属する一棟の建物の構造についての表題部の更正の登記を申請する場合には、その一棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人も、併せて一棟の 建物の表題部の更正の登記を申請しなければならない。
  - ウ 一棟の建物が甲区分建物と乙区分建物からなる場合において、乙区分建物のみが減失したときは、乙区分建物の減失の登記の申請と甲区分建物を区分建物でない建物に変更する表題部の変更の登記の申請は、併せてしなければならない。
  - エ 敷地権である地上権の存続期間が満了したことにより、敷地権の登記を抹消する区分建物の表題部の変更の登記を申請する場合には、登記原因及びその日付に「(元号) 何年何月何日敷地権消滅 | と記録して申請する。
  - オ 三個の区分建物で構成される一棟の建物に属する区分建物についての表題登記を申請する場合において、一個の区分建物についてのみ専有部分とその専有部分に係る敷地利用権の分離処分を可能とする規約が設定されているときは、他の二個の区分建物についてのみ敷地権に関する事項を申請情報の内容とすることができる。
  - 1 P 2 P 3 1 4 1 7 5 L 7

第19問 令和元年 10 月 18 日現在において次のような登記事項の記録(抜粋)がある甲土地及び 乙土地に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から5 までのうち、どれか。

なお、甲土地及び乙土地は、いずれも、不動産登記規則第10条第2項第1号の市街地地域に属し、その地番区域及び所有権の登記名義人が同一であり、また、乙区に記録されている事項はないものとする。

#### (甲土地)

①地番	②地目	③地積 m² 170 00 66 11		原因及びその日付〔登記の日付〕
2番	宅地			③錯誤,地図作成〔平成 18 年 12 月 28 日〕
2番1				①③2番1,2番2に分筆(平成19年3月22日)
		301	<u>06</u>	③3番2,6番を合筆〔平成22年6月1日〕
		304	06	③3番3を合筆〔平成27年9月9日〕

#### (乙土地)

①地番	②地目	③地積 m²	原因及びその日付[登記の日付]
3番	宅地	<u>170</u> <u>01</u>	③錯誤,地図作成〔平成 18 年 12 月 28 日〕
3番1		<u>125</u> <u>00</u>	①③3番1,3番2に分筆〔平成19年3月22日〕
		<u>305</u> <u>05</u>	③5番を合筆〔平成22年6月1日〕
		302 05	③3番1,3番3に分筆[平成27年9月2日]

- ア 令和元年 10 月 18 日の時点において、甲土地の範囲には、平成 22 年 6 月 1 日の合 筆の登記による登記記録の閉鎖時における 6 番の土地に相当する部分の全部が必ず含 まれる。
- イ 令和元年10月18日の時点において、乙土地の範囲には、平成22年6月1日の合 筆の登記による登記記録の閉鎖時における5番の土地に相当する部分の全部が必ず含 まれる。
- ウ 3番3の土地について、平成27年9月2日の分筆の登記による登記記録の作成時から平成27年9月9日に甲土地に合筆する合筆の登記がされるまでの間に分筆の登記及び合筆の登記がされていないときは、令和元年10月18日の時点において、甲土地と乙土地は隣接している。

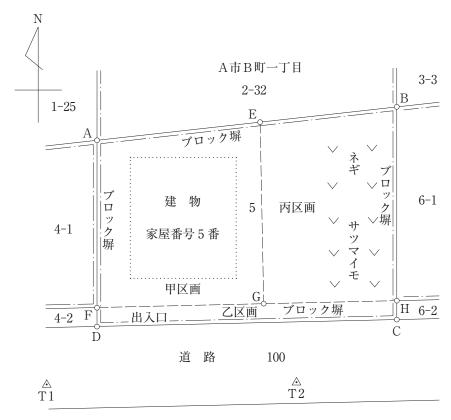
- エ 2番2の土地について、平成19年3月22日の分筆の登記による登記記録の作成時から令和元年10月18日までの間に分筆の登記及び合筆の登記がされていないときは、平成19年3月22日の分筆の登記によって創設された甲土地と2番2の土地の筆界は、令和元年10月18日の時点において存在している。
- オ 3番2の土地について、その登記記録の作成時から平成22年6月1日に甲土地に合筆する合筆の登記がされるまでの間に合筆の登記がされていないときは、平成22年6月1日の合筆の登記による登記記録の閉鎖時における5番の土地の登記記録上の地積は、平成22年6月1日の合筆の登記による登記記録の閉鎖時における6番の土地の登記記録上の地積よりも大きい。

- **第20問** 土地家屋調査士の義務に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。
  - ア 土地家屋調査士は、正当な事由がある場合でなければ、筆界特定の手続についての 代理業務及びその相談業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除 き、依頼を拒んではならない。
  - イ 土地家屋調査士は、二以上の事務所を設けることはできない。
  - ウ 土地家屋調査士は、その所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合 会の会則を守るように努めなければならない。
  - エ 土地家屋調査士又は土地家屋調査士であった者は、正当な事由がある場合であって も、業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならな い。
  - オ 土地家屋調査士は、その所属する土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合 会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
  - 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第21問 土地家屋調査士法務太郎は、次の〔調査図素図〕に示すA市B町一丁目5番の土地(以下「本件土地」という。)の所有者である山川一郎から、本件土地の表示に関する登記に関する相談を受け、【土地家屋調査士法務太郎の聴取記録の概要】のとおり事情を聴取し、本件土地について、必要となる表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】のとおり必要な調査及び測量を行った。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

# 〔調査図素図〕



(注) A点, B点, C点, D点, F点及びH点の各点は, 筆界点を示し, 実線は筆界線を示す。

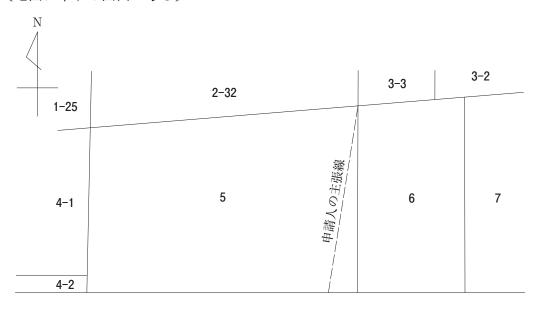
E点は、A点とB点を結ぶ直線上の点である。

G点は、F点とH点を結ぶ直線上の点である。

- 問1 【土地家屋調査士法務太郎の聴取記録の概要】及び【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】から、〔調査図素図〕上のD点及びG点のそれぞれの座標値を求め、別紙第21問答案用紙の第1欄に記載しなさい。
- 問2 本件において、〔調査図素図〕上のB点とC点を結ぶ直線は、A市B町一丁目6番の土地が6番1の土地と6番2の土地とに分筆される前である平成18年9月に、6番の土地の共有者の一人であった北冬男が次の〔地図に準ずる図面の写し〕に記載した「申請人の主張線」が筆界線であると主張して筆界特定を単独で申請し、平成19年3月に筆界特定された線であったものとする。この場合において、上記筆界特定の手続における(1)対象土地の地番、(2)関係土地の地番及び(3)関係人の氏名又は名称を、それぞれ別紙第21問答案用紙の第2欄の該当欄に記載しなさい。

ただし、上記筆界特定の手続時における地図に準ずる図面の写し及び隣地等の所有権の登記名義人は、それぞれ次の[地図に準ずる図面の写し]及び[隣地所有者一覧]のとおりであり、100番の土地は道路であるものとする。

### [地図に準ずる図面の写し]



100

# 〔隣地所有者一覧〕

地 番	所有権の登記名義人					
2番32	東 春男 持分2分の1					
	東 春子 持分2分の1					
3番2	南 夏男					
3番3	西秋男					
5番	山川 一郎					
6番	北 冬男 持分2分の1					
	北 冬子 持分2分の1					
7番	中 太郎					
100番	A市					

- 問3 別紙第21 問答案用紙の第3欄の登記申請書の空欄を埋めて、依頼を受けた本件 土地の登記の申請書を完成させなさい。ただし、分筆の登記以外に必要な土地の表 示に関する登記がある場合は、一の申請情報により申請するものとする。また、地 積は、測量の結果である座標値を用いて座標法により求積するものとする。
- 問4 別紙第21 問答案用紙の第4欄を用いて、問3の登記の申請書に添付する地積測量図を完成させなさい。
  - (注)1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
    - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
    - 3 座標値は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。
    - 4 地積測量図は、250分の1の縮尺により作成すること。また、地積測量図には、測量の結果を用いて求めた筆界点間の距離を、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記載すること。
    - 5 地積測量図には、各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号、地積 及びその求積方法並びに測量年月日は、記載することを要しない。
    - 6 A市基準点の各点は、地積測量図にその地点を明示して点名を付して記載すること。ただし、座標値を記載することを要しない。

7 訂正,加入又は削除をしたときは,訂正は訂正する字句に線を引き,近接箇所に訂正後の字句を記載し,加入は加入する部分を明示して行い,削除は削除する字句に線を引いて,訂正,加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし,押印や字数を記載することは要しない。

### 【土地家屋調査士法務太郎の聴取記録の概要】

- 1 A市B町一丁目5番1号に住所を有する山川一郎は、本件土地に所在する家屋番号5番の建物(以下「本件建物」という。)に居住している。
- 2 本件土地は、周囲をブロック塀に囲まれており、本件建物の東側にある庭では、山川一郎 が平成25年5月1日からサツマイモやネギなどを栽培して家庭菜園として利用している が、本件建物の敷地部分と当該家庭菜園部分とを明確に区別する柵や囲いは存在しない。
- 3 本件土地は、A市の道路拡幅計画により、今後、建物を新築する際には、隣接するA市B町一丁目4番2の土地や6番2の土地と同様に、本件土地のうち南側の土地(〔調査図素図〕のC、D、F、G、H及びCの各点を順次直線で結んだ部分。以下「乙区画」という。)を分筆し、道路として使用することができるようにしなければならないとされている。
- 4 山川一郎は、娘である和田令子に対し、A市の道路拡幅計画による道路拡幅工事が1年後に着手されることについて相談したところ、当該道路拡幅工事を契機として、本件土地のうち東側の土地(〔調査図素図〕のB、H、G、E及びBの各点を順次直線で結んだ部分。以下「丙区画」という。)を分筆しておき、今後、丙区画に抵当権を設定して建築資金の融資を受け、和田令子が同区画上に建物を新築することとなった。また、A市の道路拡幅計画に沿う形で、道路となる予定である乙区画も同時に分筆し、本件土地のうち西側の土地(〔調査図素図〕のA、E、G、F及びAの各点を順次直線で結んだ部分。以下「甲区画」という。)には、本件建物をそのまま残すこととした。なお、丙区画上の建物の新築は道路拡幅工事の完了後速やかに行う予定であり、その建物の新築工事に着手するまでは山川一郎が丙区画を引き続き家庭菜園として利用することとなっている。
- 5 山川一郎は、本件土地を分割する線(〔調査図素図〕のE点とG点を結ぶ直線及びF点、G 点、H点を順次結ぶ直線)のうち、甲区画と丙区画を分割する線(〔調査図素図〕のE点とG点 を結ぶ直線)は、甲区画及び丙区画と乙区画を分割する線(〔調査図素図〕のF点、G点、H点 を順次結ぶ直線)の垂線となることを希望している。

### 【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】

- 1 資料に関する調査の結果
  - (1) 本件土地に関する登記記録の調査結果(現在事項)

### ア 本件土地

### (表題部)

所 在 A市B町一丁目

地 番 5番

地 目 宅地

地 積 212.70 m<sup>2</sup>

### (権利部)

甲 区 A市B町一丁目5番1号 山川一郎

乙 区 (登記事項なし)

### イ 本件建物

#### (表題部)

所 在 A市B町一丁目5番地

家屋番号 5番

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

床面積 1階 46.29 m<sup>2</sup> 2階 46.29 m<sup>2</sup>

原因及びその日付 昭和61年4月1日新築

### (権利部)

甲 区 A市B町一丁目5番1号 山川一郎

乙 区 (登記事項なし)

### (2) 地図等に関する調査結果

本件土地の地域には、不動産登記法第14条第4項の地図に準ずる図面が備え付けられている。

また、本件土地の地域は、不動産登記規則第10条第2項第1号の市街地地域に属する。

(3) 本件土地及び隣接地に係る図面等の調査結果

本件土地の隣接地であるA市B町一丁目1番25,2番32,3番3,4番1,4番2,6番1及び6番2の各土地については、いずれも地積測量図が備え付けられている。また、本件建物については、建物図面が備え付けられている。

(4) A市道路管理課における道路境界の調査の結果

A市道路管理課において, 道路境界の調査を行った結果, 本件土地については, 道路境界の確認がされていた。

(5) 分筆の登記の予定地番の調査の結果

法務局において、甲区画を5番1、乙区画を5番2、丙区画を5番3とする予定地番の確認を行った。

(6) 本件土地の地積測定の公差

精度区分	甲1	甲 2	甲 3	乙1	乙2	乙3			
対象面積									
212.70 m <sup>2</sup>	$0.53\mathrm{m}^2$	1.28 m <sup>2</sup>	2.57 m <sup>2</sup>	3.68 m <sup>2</sup>	7.54 m <sup>2</sup>	15.08 m <sup>2</sup>			

- 2 本件土地の利用状況 境界標の状況並びに立会い及び測量の結果
  - (1) 本件土地の利用状況

本件土地の利用状況は、【土地家屋調査士法務太郎の聴取記録の概要】のとおりである。

(2) 境界標の状況に関する調査

〔調査図素図〕のA点及びB点には石杭が、C点、D点、F点及びH点にはコンクリート 杭が、それぞれ設置されている。

- (3) 立会い等
  - ア A市道路管理課職員及び隣接土地所有者から, 道路及び隣接する境界について, それ ぞれ確認が得られた。

また、今回の測量の結果とA市備付道路境界図が一致していることを確認した。

- イ 〔調査図素図〕のE点及びG点は、分筆点であり、E点には金属標を設置することを2番32の土地の所有者に報告した上で設置し、G点にはコンクリート杭を設置した。
- ウ 土地家屋調査士法務太郎による検証の結果, 現地の境界標と登記所備付資料の地積測 量図の成果は整合していることが確認された。

### (4) 測量の結果

A市基準点である[調査図素図]のT1点及びT2点並びに関連する基準点の点検測量を行った結果、許容誤差内にあることを確認した。そこで、[A市基準点成果表]の値をもって、筆界点の観測を行い、次のとおり観測値と筆界点の座標値を得た。

## ア 〔A市基準点成果表〕

名 称	X座標(m)	Y座標(m)	
T 1	285.36	297.00	
Т 2	285.50	312.00	

# イ 〔測量によって得られた観測値〕

器械点	後視点	測点	観測角	水平距離(m)
T 1	Т 2	Т 2	0° 0′ 0″	
T 1	Т 2	D	310° 1′ 45″	4.72

## (注)1 観測角は、時計回りの角度を示す。

2 北は、X軸正方向に一致する。

# ウ〔測量によって得られた座標値〕

名 称	X座標(m)	Y座標(m)		
A	300.00	300.00		
В	302.00	318.00		
С	289.22	318.00		
Е	301.18	310.62		
F	290.00	300.00		
Н	290.30	318.00		

第22問 次の〔見取図〕のとおり、A市B町一丁目23番1及び23番2の土地上に、3個の区分建物からなる一棟の建物(以下「本件建物」という。)及びタワーパーキング機械式駐車場 (以下「本件駐車場」という。)が新築された。

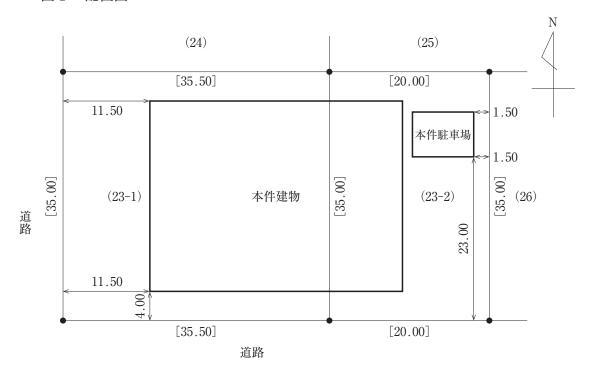
土地家屋調査士民事花子は、【事実関係】のとおり、A市C町二丁目 24 番 4 号に本店を置く株式会社未来高速鉄道の代表取締役である乙田三郎から、表示に関する登記についての相談を受けて事情を聴取し、必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、現地の測量及び【登記記録の内容】のとおり登記記録を調査した上、必要となる登記の申請をした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

- 問1 別紙第22問答案用紙の第1欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士民事花子が【事実 関係】8で行った登記の申請に係る登記の申請書のうち、甲区分建物についての登 記の申請書を完成させなさい。ただし、登記の申請において、会社法人等番号は用 いないものとする。
- 問2 土地家屋調査士民事花子は、乙田三郎から、「数年後に予定されている市の名称変更により本件建物の名称を変更する予定がありますが、一棟の建物の名称を変更した場合には、どのような登記を、いつからいつまでに申請する必要がありますか。その登記の申請を怠った場合に処罰を受ける可能性があるのであれば、その罰則の内容も併せて教えてください。」との質問を受けた。この質問に対し、土地家屋調査士民事花子が説明すべき適切な内容として、①申請すべき登記の目的、②当該登記を申請すべき期間、③罰則の有無及びその内容について、それぞれ別紙第22間答案用紙第2欄の該当欄に記載しなさい。
- 問3 別紙第22 問答案用紙の第3欄を用いて、問1の登記の申請書に添付する建物図 面及び各階平面図を完成させなさい。
  - (注) 1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法 に作成されているものとする。
    - 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
    - 3 建物図面は 500 分の 1 の縮尺により, 各階平面図は 250 分の 1 の縮尺により, それぞれ作成すること。
    - 4 訂正,加入又は削除をしたときは,訂正は訂正する字句に線を引き,近接箇所に訂正後の字句を記載し,加入は加入する部分を明示して行い,削除は削除する字句に線を引いて,訂正,加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし,押印や字数を記入することは要しない。

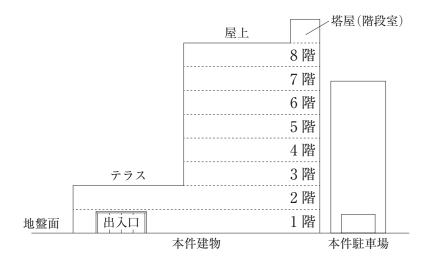
### 〔見取図〕

## 図1・配置図



- (注)1 距離の単位はメートルである。
  - 2 ()内の数字は、土地の地番である。
  - 3 [ ]内の数字は、敷地の辺長である。
  - 4 敷地と建物の距離は、土地の筆界線から建物の外壁までの距離である。
  - 5 北の方向は、敷地西側道路と平行である。
  - 6 土地・建物とも、隅部は全て直角である。

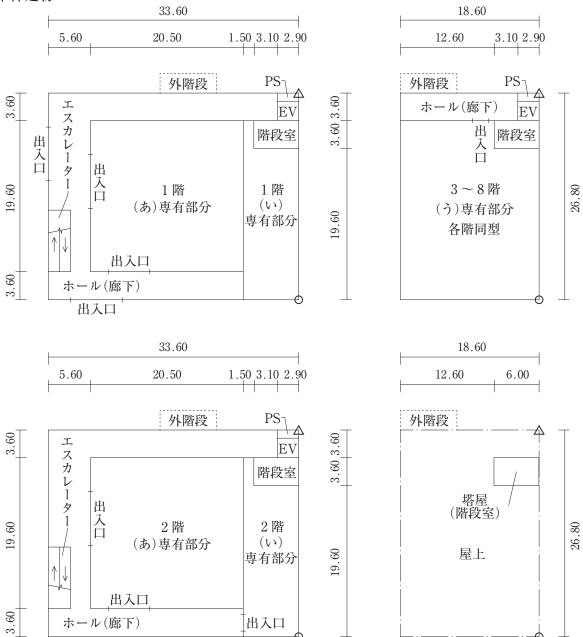
図2・南側立面図



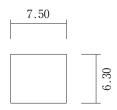
(注) 本件建物の各階の天井高は、塔屋部分を含め、全ての部分で2.95メートルである。

図3・平面図





## 本件駐車場



- (注)1 距離の単位はメートルであり、その数値は、壁の中心間の距離である。
  - 2 △及び○印は、各階の重なっている位置を示す。
  - 3 本件建物は、鉄筋コンクリート造陸屋根で建築されており、壁の厚さは全て の部分で20センチメートルである。
  - 4 本件駐車場は、内部に車を格納する回転式のパーキング機械が設置されているタワー状の立体式の駐車場で、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶきで建築されており、鉄骨の柱の外側に被覆材ではない軽量気泡コンクリートパネルの壁があり、壁の厚さは10センチメートルである。
  - 5 破線は外階段の形状を、一点鎖線は屋上の外周部の形状を示している。また、塔屋(階段室)は、屋上に出る目的のみに利用されるものである。
  - 6 PSはパイプスペースを、EVはエレベーター室を示す。
  - 7 PS, EV, 階段室, ホール(廊下) 及びエスカレーターは, 全て共用部分である。

### 【事実関係】

- 1 株式会社未来高速鉄道は、A市B町一丁目23番2の土地を所有していたが、A市B町一丁目23番1の土地を所有しているA市土地開発公社から、平成31年4月12日に地上権の設定を受け、これらの土地上に本件建物及び本件駐車場を新築することを計画した。
- 2 本件建物は、3つの区分建物、すなわち、[見取図]図3・平面図記載の1階及び2階の(あ)専有部分(以下「甲区分建物」という。)、1階及び2階の(い)専有部分(以下「乙区分建物」という。)並びに3階から8階までの(う)専有部分(以下「丙区分建物」という。)からなるものとすることとした。
- 3 本件建物について、株式会社未来高速鉄道は、一棟の建物の名称を「Aランドマークタウン」とし、区分建物の名称は、甲区分建物を「B町行政センター」、乙区分建物を「みらい高速鉄道トラベル」、丙区分建物を「ABレジデンス」とすることとした。
- 4 甲区分建物は、B町におけるA市の行政サービスを行う事務所とするため、株式会社未来 高速鉄道が所有権の保存の登記をした後、A市に売却することを予定している。

本件駐車場は、B町行政センターを利用する市民のための駐車場であり、甲区分建物の附属建物として、甲区分建物とともにA市に売却することを予定している。

5 最初に本件建物の専有部分の全部を所有することとなる株式会社未来高速鉄道は、令和元 年10月10日、公正証書により、規約(以下「本件原始規約」という。)を設定した。 本件原始規約では、各専有部分に係る各土地についての敷地利用権の割合を、下記のとおりとする旨が定められている。

建物の名称	23番1の土地	23番2の土地
B町行政センター(甲区分建物)	9分の4	3分の1
みらい高速鉄道トラベル(乙区分建物)	9分の2	3分の1
ABレジデンス(丙区分建物)	9分の3	3分の1
敷地利用権の割合の合計	9分の9	3分の3

- 6 本件建物及び本件駐車場は、令和元年10月13日に完成し、同日、引渡しが完了した。
- 7 各区分建物の種類は、土地家屋調査士民事花子による調査の結果、甲区分建物は「事務所」、乙区分建物は「店舗・事務所」、丙区分建物は「共同住宅」と確認した。
- 8 土地家屋調査士民事花子は、株式会社未来高速鉄道の代表取締役である乙田三郎から、本件建物及び本件駐車場について必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、令和元年10月18日、本件建物に属する全ての区分建物及び本件駐車場について必要となる表示に関する登記の申請を行った。

# 【登記記録の内容】

調査日 令和元年 10 月 10 日 本件建物の敷地の登記記録の抜粋

### (表題部)

所 在 A市B町一丁目

地 番 23番1

地目宅地

地 積 1242.50 m<sup>2</sup>

### (権利部)

甲 区 1番 所有権移転 昭和 40年 11月 2日受付第 4624号 原因 昭和 40年 9月 28日売買 所有者 A市A町一丁目 30番地 A市土地開発公社

乙 区 1番 地上権設定 平成 31 年 4 月 12 日受付第 1656 号 原因 平成 31 年 4 月 12 日設定

目的 (省略)

存続期間 50年

地代 (省略)

支払時期 (省略)

地上権者 A市C町二丁目24番4号 株式会社未来高速鉄道

#### (表題部)

所 在 A市B町一丁目

地 番 23番2

地目宅地

地 積 700.00 m<sup>2</sup>

# (権利部)

甲 区 1番 所有権移転 平成 16年7月22日受付第928号 原因 平成 16年7月7日売買 所有者 A市C町二丁目24番4号 株式会社未来高速鉄道

乙 区 (登記事項なし)

# 〔記入例〕

受験地東京受験番号36氏名民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は, 下記のとおりとなります。

# 【多肢択一式答案用紙】

受 験	地	<u>~</u>	<b>験</b>	番	<b></b>	氏
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	
十の位 - 0	の位 1			3	6	民
	0 2 3 4 5 6 7 8 9		99999999			(この村試験区分

**民事 二子**(この欄記入不要)
試験区分 ■ ②

名

受験地コード番号表

Ī	01	02	03	04	05	06	07	08	09
	東京	大 阪	名古屋	広 島	福岡	那 覇	仙台	札幌	高 松

## 【記述式答案用紙】

 受験
 京

 受験
 京

 受験
 36

 氏
 氏事

 二子